

様式 2（行政手続条例適用：個票番号 4 0 1）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 6 年12月 3 日作成

処 分 名		地区コミュニティセンター使用の許可
根 拠 法 令 名		厚岸町地区コミュニティセンター条例(平成13年厚岸町条例第28号)
根 拠 条 項		第 4 条第 1 項
根 拠 条 文		コミュニティセンターを使用しようとするものは、あらかじめ、町長の許可を受けなければならない。
審 査 基 準 の 内 容		次の 1 及び 2 の要件を満たしていること。 1 次に掲げるもののいずれかに該当していること。 (1) 当該コミュニティセンター地区内のコミュニティ活動のための使用又は老人クラブ若しくはその関係者の使用であること。 (2) 町又は各行政機関の使用であること。 (3) 地区の福祉活動又は公共（公益）的集会活動の使用であること。 (4) 町内及び町外の個人若しくは法人又はこれたの個人若しくは法人により構成されている団体の使用であること。 2 次に掲げるものに該当しないこと。 (1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号の暴力団及び同条第 6 号の暴力団員の利益になると認められるとき。 (2) 他の使用者及びコミュニティセンター近隣住民に明らかに不快感を与える集会・会議・催物のための使用であると認められるとき。 (3) 施設又は備品が損壊し、又は使用者への危害が加わるおそれがあるとき。
標準 処理 期間	総 期 間	2 日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経由機関	1 日（機関名：コミュニティセンター管理人）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	1 日（機関名：町民課自治振興係）
所 管 部 署		町民課自治振興係
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号402）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 2 月13日作成

処 分 名		地区コミュニティセンター使用料の免除
根 拠 法 令 名		厚岸町地区コミュニティセンター条例(平成13年厚岸町条例第28号)
根 拠 条 項		第8条第3項
根 拠 条 文		町長は、公益上必要と認めたときは、規則で定めるところにより、使用料を免除することができる。
審 査 基 準 の 内 容		規則で定める基準のとおり (使用料の免除) 第4条 条例第8条第3項の規定により使用料の免除をする場合は、次のとおりとする。ただし、収益を目的として使用する場合は、この限りでない。 (1) 町若しくは町の委員会が主催し、又は国と共催する事業に使用するとき。 (2) 町内の幼稚園、小中学校又は高等学校が使用するとき。 (3) 公共団体又はその他町長が別に定める公共的団体が使用するとき。 (4) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に規定する障害者及びその介助を行う者が使用するとき。 (5) その他町長が特に必要と認めるとき。
標 準 処 理 期 間	総 期 間	2 日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	1 日（機関名：コミュニティセンター管理人）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	1 日（機関名：町民課自治振興係）
所 管 部 署		町民課自治振興係
備 考		

様式 2 （行政手続条例適用：個票番号 4 0 3）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 2 月13日作成

処 分 名		地区コミュニティセンターの特例の設備等の許可
根 拠 法 令 名		厚岸町地区コミュニティセンター条例(平成13年厚岸町条例第28号)
根 拠 条 項		第10条
根 拠 条 文		使用者は、特別の設備をし、又は建物等に変更を加えて使用しようとするときは、あらかじめ、町長の許可を受けなければならない。
審 査 基 準 の 内 容		使用が終わったとき、直ちに現状に復して返還できること。
標 準 処 理 期 間	総 期 間	2 日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経由機関	1 日（機関名：コミュニティセンター管理人）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	1 日（機関名：町民課自治振興係）
所 管 部 署		町民課自治振興係
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 4 0 4)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月13日作成

処 分 名	地区コミュニティセンター使用料の還付申請	
根 拠 法 令 名	厚岸町地区コミュニティセンター条例施行規則（平成13年厚岸町規則第30号）	
根 拠 条 項	第7条第2項	
根 拠 条 文	使用料の還付を受けようとするものは、使用料還付申請書（別記様式第4号）を町長に提出しなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	規則で定める基準のとおり （使用料の還付） 第7条 条例第9条ただし書の規定により使用料を還付する場合は、次のとおりとする。 （1）使用日の3日前までに、使用中止、変更の届出又は使用許可の取り消しがあった場合 （2）天災その他使用者の責めに帰さない理由により、コミュニティセンターの使用ができなくなった場合	
標準 処理 期間	総 期 間	30日（請求があった日から30日以内に還付する）
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	30日（機関名：町民課自治振興係）
所 管 部 署	町民課自治振興係	
備 考		

様式 2（行政手続条例適用：個票番号 4 0 5）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 6 年12月 3 日作成

処 分 名		地区集会所使用の許可
根 拠 法 令 名		厚岸町地区集会所条例（平成13年厚岸町条例第29号）
根 拠 条 項		第 4 条第 1 項
根 拠 条 文		集会所を使用しようとするものは、あらかじめ、町長の許可を受けなければならない。
審 査 基 準 の 内 容		次の 1 及び 2 の要件を満たしていること。 1 次に掲げるもののいずれかに該当していること。 （1）当該集会所地区内のコミュニティ活動のための使用又は老人クラブ若しくはその関係者の使用であること。 （2）町又は各行政機関の使用であること。 （3）地区の福祉活動又は公共（公益）的集会活動の使用であること。 （4）町内及び町外の個人若しくは法人又はこれたの個人若しくは法人により構成されている団体の使用であること。 2 次に掲げるものに該当しないこと。 （1）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号の暴力団及び同条第 6 号の暴力団員の利益になると認められるとき。 （2）他の使用者及び集会所近隣住民に明らかに不快感を与える集会・会議・催物のための使用であると認められるとき。 （3）施設又は備品が損壊し、又は使用者への危害が加わるおそれがあるとき。
標準 処理 期間	総 期 間	2 日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経由機関	1 日（機関名：集会所管理人）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	1 日（機関名：町民課自治振興係）
所 管 部 署		町民課自治振興係
備 考		

様式 2 （行政手続条例適用：個票番号 4 0 6）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 2 月13日作成

処 分 名		地区集会所使用料の免除
根 拠 法 令 名		厚岸町地区集会所条例（平成13年厚岸町条例第29号）
根 拠 条 項		第 8 条第 3 項
根 拠 条 文		町長は、公益上必要と認めたときは、規則で定めるところにより、使用料を免除することができる。
審 査 基 準 の 内 容		規則で定める基準のとおり (使用料の免除) 第 4 条 条例第 8 条第 3 項の規定により使用料を免除する場合は、次のとおりとする。ただし、収益を目的として使用する場合は、この限りでない。 (1) 町若しくは町の委員会が主催し、又は国と共催する事業に使用するとき。 (2) 町内の幼稚園、小中学校又は高等学校が使用するとき。 (3) 公共団体又はその他町長が別に定める公共的団体が使用するとき。 (4) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に規定する障害者及びその介助を行う者が使用するとき。 (5) その他町長が特に必要と認めるとき。
標 準 処 理 期 間	総 期 間	2 日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経由機関	1 日（機関名：集会所管理人）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	1 日（機関名：町民課自治振興係）
所 管 部 署		町民課自治振興係
備 考		

様式 2 （行政手続条例適用：個票番号 4 0 7）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 2 月13日作成

処 分 名		地区集会所の特例の設備等の許可
根 拠 法 令 名		厚岸町地区集会所条例（平成13年厚岸町条例第29号）
根 拠 条 項		第10条
根 拠 条 文		使用者は、特別の設備をし、又は建物等に変更を加えて使用しようとするときは、あらかじめ、町長の許可を受けなければならない。
審 査 基 準 の 内 容		使用が終わったとき、直ちに現状に復して返還できること。
標 準 処 理 期 間	総 期 間	2 日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経由機関	1 日（機関名：集会所管理人）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	1 日（機関名：町民課自治振興係）
所 管 部 署		町民課自治振興係
備 考		

様式 2 （行政手続条例適用：個票番号 4 0 8）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 2 月13日作成

処 分 名		地区集会所使用料の還付申請
根 拠 法 令 名		厚岸町地区集会所条例施行規則（平成13年厚岸町規則第31号）
根 拠 条 項		第 7 条第 2 項
根 拠 条 文		使用料の還付を受けようとするものは、使用料還付申請書(別記様式第4号)を町長に提出しなければならない。
審 査 基 準 の 内 容		規則で定める基準のとおり (使用料の還付) 第 7 条 条例第9条ただし書の規定により使用料を還付する場合は、次のとおりとする。 (1) 使用日の3日前までに、使用中止、変更の届出又は使用許可の取り消しがあった場合 (2) 天災その他使用者の責めに帰さない理由により、集会所の使用ができなくなった場合 使用料を還付する場合は、次のとおりとする。
標準 処理 期間	総 期 間	3 0 日（請求があった日から30日以内に還付する）
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	3 0 日（機関名：町民課自治振興係）
所 管 部 署		町民課自治振興係
備 考		

様式 2（行政手続条例適用：個票番号 4 0 9）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 6 年12月 3 日作成

処 分 名		住の江山の手地区集会所利用の許可
根 拠 法 令 名		厚岸町住の江山の手地区集会所条例(平成18年厚岸町条例第 7 号)
根 拠 条 項		第 7 条第 1 項
根 拠 条 文		集会所を利用しようとするものは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。
審 査 基 準 の 内 容		次の 1 及び 2 の要件を満たしていること。 1 次に掲げるもののいずれかに該当していること。 (1) 当該集会所地区内のコミュニティ活動のための使用又は老人クラブ若しくはその関係者の使用であること。 (2) 町又は各行政機関の使用であること。 (3) 地区の福祉活動又は公共（公益）的集会活動の使用であること。 (4) 町内及び町外の個人若しくは法人又はこれたの個人若しくは法人により構成されている団体の使用であること。 2 次に掲げるものに該当しないこと。 (1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号の暴力団及び同条第 6 号の暴力団員の利益になると認められるとき。 (2) 他の使用者及び集会所近隣住民に明らかに不快感を与える集会・会議・催物のための使用であると認められるとき。 (3) 施設又は備品が損壊し、又は使用者への危害が加わるおそれがあるとき。
標準 処理 期間	総 期 間	2 日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	2 日（機関名：指定管理者 山の手自治会長）
所 管 部 署		町民課自治振興係
備 考		

様式 2 （行政手続条例適用：個票番号 4 1 0）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 2 月13日作成

処 分 名		住の江山の手地区集会所利用料金の免除
根 拠 法 令 名		厚岸町住の江山の手地区集会所条例(平成18年厚岸町条例第 7 号)
根 拠 条 項		第11条第 7 項
根 拠 条 文		指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を免除することができる。
審 査 基 準 の 内 容		規則で定める基準のとおり (利用料金の免除) 第 5 条 条例第11条第 7 項の規定により利用料金を免除する場合は、指定管理者が特に必要と認めたときとする。ただし、収益を目的として利用する場合は、この限りでない。
標 準 処 理 期 間	総 期 間	2 日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	2 日（機関名：指定管理者 山の手自治会長）
所 管 部 署		町民課自治振興係
備 考		

様式 2 （行政手続条例適用：個票番号 4 1 1）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 2 月13日作成

処 分 名		住の江山の手地区集会所の特別の設備等の許可
根 拠 法 令 名		厚岸町住の江山の手地区集会所条例(平成18年厚岸町条例第 7 号)
根 拠 条 項		第13条
根 拠 条 文		利用者は、特別の設備をし、又は施設等に変更を加えて利用しようとするときは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。
審 査 基 準 の 内 容		使用が終わったとき、直ちに現状に復して返還できること。
標準 処理 期間	総 期 間	2 日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	2 日（機関名：指定管理者 山の手自治会長）
所 管 部 署		
備 考		

様式2 (行政手続条例適用：個票番号4 1 2)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月13日作成

処 分 名	住の江山の手地区集会所利用料金の還付申請	
根 拠 法 令 名	厚岸町住の江山の手地区集会所条例施行規則（平成18年厚岸町規則第26号）	
根 拠 条 項	第6条第2項	
根 拠 条 文	利用料金の還付を受けようとする者は、利用料金還付申請書（別記様式第4号）を指定管理者に提出しなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	規則で定める基準のとおり （利用料金の還付） 第6条 条例第12条ただし書の規定により利用料金を還付する場合は、次のとおりとする。 （1）利用日の3日前までに、利用中止、変更の届出又は利用許可の取り消しがあった場合 （2）天災その他利用者の責めに帰さない理由により、集会所の利用ができなくなった場合	
標準 処理 期間	総 期 間	30日（請求があった日から30日以内に還付する）
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	30日（機関名：指定管理者 山の手自治会長）
所 管 部 署	町民課自治振興係	
備 考		

様式 2（行政手続条例適用：個票番号 4 1 3）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 6 年12月 3 日修正

処 分 名		宮園鉄北地区集会所利用の許可
根 拠 法 令 名		厚岸町宮園鉄北地区集会所条例（平成24年厚岸町条例第 1 号）
根 拠 条 項		第 7 条第 1 項
根 拠 条 文		集会所を利用しようとするものは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。
審 査 基 準 の 内 容		次の 1 及び 2 の要件を満たしていること。 1 次に掲げるもののいずれかに該当していること。 （1）当該集会所地区内のコミュニティ活動のための使用又は老人クラブ若しくはその関係者の使用であること。 （2）町又は各行政機関の使用であること。 （3）地区の福祉活動又は公共（公益）的集会活動の使用であること。 （4）町内及び町外の個人若しくは法人又はこれたの個人若しくは法人により構成されている団体の使用であること。 2 次に掲げるものに該当しないこと。 （1）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号の暴力団及び同条第 6 号の暴力団員の利益になると認められるとき。 （2）他の使用者及び集会所近隣住民に明らかに不快感を与える集会・会議・催物のための使用であると認められるとき。 （3）施設又は備品が損壊し、又は使用者への危害が加わるおそれがあるとき。
標準 処理 期間	総 期 間	2 日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	2 日（機関名：指定管理者 宮園鉄北自治会長）
所 管 部 署		町民課自治振興係
備 考		

様式 2 （行政手続条例適用：個票番号 4 1 4）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 6 年12月 3 日作成

処 分 名		宮園鉄北地区集会利用料金の免除
根 拠 法 令 名		厚岸町宮園鉄北地区集会所条例（平成24年厚岸町条例第 1 号）
根 拠 条 項		第11条第 7 項
根 拠 条 文		指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を免除することができる。
審 査 基 準 の 内 容		規則で定める基準のとおり (利用料金の免除) 第 5 条 条例第11条第 7 項の規定により利用料金を免除する場合は、次のとおりとする。ただし、収益を目的として利用する場合は、この限りでない。 (1) 町若しくは町の委員会が主催し、又は国と共催する事業に利用するとき。 (2) 町内の幼稚園、小中学校又は高等学校が利用するとき。 (3) 公共団体又はその他町長が別に定める公共的団体が利用するとき。 (4) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に規定する障害者及びその介助を行う者が利用するとき。 (5) その他指定管理者が特に必要と認めたとき。
標準 処理 期間	総 期 間	2 日（日曜日、土曜日及び祝日は除く）
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	2 日（機関名：指定管理者 宮園鉄北自治会長）
所 管 部 署		町民課自治振興係
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 4 1 5)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和6年12月3日作成

処 分 名	宮園鉄北地区集会の特例の設備等の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町宮園鉄北地区集会所条例（平成24年厚岸町条例第 1 号）	
根 拠 条 項	第13条	
根 拠 条 文	利用者は、特別の設備をし、又は施設等に変更を加えて利用しようとするときは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	使用が終わったとき、直ちに現状に復して返還できること。	
標準 処理 期間	総 期 間	2 日（日曜日、土曜日及び祝日は除く）
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	2 日（機関名：指定管理者 宮園鉄北自治会長）
所 管 部 署	町民課自治振興係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 4 1 6)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和6年12月3日作成

処 分 名	宮園鉄北地区集会利用料金の還付申請	
根 拠 法 令 名	厚岸町宮園鉄北地区集会所条例施行規則（平成24年厚岸町規則第13号）	
根 拠 条 項	第6条第2項	
根 拠 条 文	利用料金の還付を受けようとする者は、利用料金還付申請書（別記様式第4号）を指定管理者に提出しなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	規則で定める基準のとおり （利用料金の還付） 第6条 条例第12条ただし書の規定により利用料金を還付する場合は、次のとおりとする。 （1）利用日の3日前までに、利用中止、変更の届出又は利用許可の取り消しがあった場合 （2）天災その他利用者の責めに帰さない理由により、集会所の利用ができなくなった場合 使用料を還付する場合は、次のとおりとする。	
標準 処理 期間	総 期 間	30日（請求があった日から30日以内に還付する）
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	30日（機関名：指定管理者 宮園鉄北自治会長）
所 管 部 署	町民課自治振興係	
備 考		

様式 2（行政手続条例適用：個票番号 4 1 7）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 6 年12月 3 日作成

処 分 名		生活館使用の許可
根 拠 法 令 名		厚岸町生活館条例（平成13年厚岸町条例第30号）
根 拠 条 項		第 4 条第 1 項
根 拠 条 文		生活館を使用しようとするものは、あらかじめ、町長の許可を受けなければならない。
審 査 基 準 の 内 容		次の 1 及び 2 の要件を満たしていること。 1 次に掲げるもののいずれかに該当していること。 （1）当該生活館地区内のコミュニティ活動のための使用又は老人クラブ若しくはその関係者の使用であること。 （2）町又は各行政機関の使用であること。 （3）地区の福祉活動又は公共（公益）的集会活動の使用であること。 （4）町内及び町外の個人若しくは法人又はこれたの個人若しくは法人により構成されている団体の使用であること。 2 次に掲げるものに該当しないこと。 （1）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号の暴力団及び同条第 6 号の暴力団員の利益になると認められるとき。 （2）他の使用者及び生活館近隣住民に明らかに不快感を与える集会・会議・催物のための使用であると認められるとき。 （3）施設又は備品が損壊し、又は使用者への危害が加わるおそれがあるとき。
標準 処理 期間	総 期 間	2 日（日曜日、土曜日及び祝日は除く）
	経由機関	1 日（機関名：生活館管理人）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	1 日（機関名：町民課自治振興係）
所 管 部 署		町民課自治振興係
備 考		

様式 2 （行政手続条例適用：個票番号 4 1 8）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 6 年12月 3 日作成

処 分 名		生活館使用料の免除
根 拠 法 令 名		厚岸町生活館条例（平成13年厚岸町条例第30号）
根 拠 条 項		第 8 条第 3 項
根 拠 条 文		町長は、公益上必要と認めたときは、規則で定めるところにより、使用料を免除することができる。
審 査 基 準 の 内 容		規則で定める基準のとおり (使用料の免除) 第 4 条 条例第 8 条第 3 項の規定により使用料の免除をする場合は、次のとおりとする。ただし、収益を目的として使用する場合は、この限りでない。 (1) 町若しくは町の委員会が主催し、又は国と共催する事業に使用するとき。 (2) 町内の幼稚園、小中学校又は高等学校が使用するとき。 (3) 公共団体又はその他町長が別に定める公共的団体が使用するとき。 (4) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に規定する障害者及びその介助を行う者が使用するとき。 (5) その他町長が特に必要と認めるとき。
標準 処理 期間	総 期 間	2 日（日曜日、土曜日及び祝日は除く）
	経由機関	1 日（機関名：生活館管理人 ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	1 日（機関名：町民課自治振興係）
所 管 部 署		町民課自治振興係
備 考		

様式2 (行政手続条例適用：個票番号4 1 9)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 2月13日作成

処 分 名		生活館の特例の設備等の許可
根 拠 法 令 名		厚岸町生活館条例（平成13年厚岸町条例第30号）
根 拠 条 項		第10条
根 拠 条 文		使用者は、特別の設備をし、又は建物等に変更を加えて使用しようとするときは、あらかじめ、町長の許可を受けなければならない。
審 査 基 準 の 内 容		使用が終わったとき、直ちに現状に復して返還できること。
標準 処理 期間	総 期 間	2 日（日曜日、土曜日及び祝日は除く）
	経由機関	1 日（機関名：生活館管理人 ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	1 日（機関名：町民課自治振興係 ）
所 管 部 署		町民課自治振興係
備 考		

様式 2 （行政手続条例適用：個票番号 4 2 0）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 2 月13日作成

処 分 名		生活館使用料の還付申請
根 拠 法 令 名		厚岸町生活館条例施行規則（平成13年厚岸町規則第32号）
根 拠 条 項		第 7 条第 2 項
根 拠 条 文		使用料の還付を受けようとするものは、使用料還付申請書(別記様式第4号)を町長に提出しなければならない。
審 査 基 準 の 内 容		規則で定める基準のとおり (使用料の還付) 第 7 条 条例第 9 条ただし書の規定により使用料を還付する場合は、次のとおりとする。 (1) 使用日の3日前までに、使用中止、変更の届出又は使用許可の取り消しがあった場合 (2) 天災その他使用者の責めに帰さない理由により、生活館の使用ができなくなった場合
標 準 処 理 期 間	総 期 間	3 0 日（請求があった日から 3 0 日以内に還付する）
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	3 0 日（機関名：町民課自治振興係 ）
所 管 部 署		町民課自治振興係
備 考		

様式 2（行政手続条例適用：個票番号 4 2 1）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 6 年12月 3 日作成

処 分 名		生活改善センター利用の許可
根 拠 法 令 名		厚岸町生活改善センター条例（平成18年厚岸町条例第 6 号）
根 拠 条 項		第 7 条第 1 項
根 拠 条 文		改善センターを利用しようとするものは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。
審 査 基 準 の 内 容		次の 1 及び 2 の要件を満たしていること。 1 次に掲げるもののいずれかに該当していること。 (1) 厚岸町内の町民を対象とした生活改善に関する研修会及び講習会等の使用であること。 (2) 厚岸町内の自治会活動のための使用又は老人クラブ若しくは成年団体若しくは婦人団体若しくはその関係者の使用であること。 (3) 町又は各行政機関の使用であること。 (4) 地区の福祉活動又は公共（公益）的集会活動の使用であること。 (5) 町内及び町外の個人若しくは法人又はこれたの個人若しくは法人により構成されている団体の使用であること。 2 次に掲げるものに該当しないこと。 (1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号の暴力団及び同条第 6 号の暴力団員の利益になると認められるとき。 (2) 他の使用者及び改善センター近隣住民に明らかに不快感を与える集会・会議・催物のための使用であると認められるとき。 (3) 施設又は備品が損壊し、又は使用者への危害が加わるおそれがあるとき。
標準 処理 期間	総 期 間	2 日（日曜日、土曜日及び祝日は除く ）
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	2 日（機関名：指定管理者 厚岸町商工会 ）
所 管 部 署		町民課自治振興係
備 考		

様式 2 （行政手続条例適用：個票番号 4 2 2）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 2 月13日作成

処 分 名		生活改善センター利用料金の免除
根 拠 法 令 名		厚岸町生活改善センター条例（平成18年厚岸町条例第 6 号）
根 拠 条 項		第11条第 6 項
根 拠 条 文		指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を免除することができる。
審 査 基 準 の 内 容		規則で定める基準のとおり (利用料の免除) 第 3 条 条例第11条第 6 項の規定により利用料の免除をする場合は、次のとおりとする。ただし、収益を目的として利用する場合は、この限りでない。 (1) 町若しくは町の委員会が主催し、又は国と共催する事業に利用するとき。 (2) 町内の幼稚園、小中学校又は高等学校が利用するとき。 (3) 公共団体又はその他町長が別に定める公共的団体が利用するとき。 (4) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に規定する障害者及びその介助を行う者が利用するとき。 (5) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。
標準 処理 期間	総 期 間	2 日（日曜日、土曜日及び祝日は除く ）
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	2 日（機関名：指定管理者 厚岸町商工会 ）
所 管 部 署		町民課自治振興係
備 考		

様式 2 （行政手続条例適用：個票番号 4 2 3）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 2 月13日作成

処 分 名		生活改善センターの特例の設備等の許可
根 拠 法 令 名		厚岸町生活改善センター条例（平成18年厚岸町条例第 6 号）
根 拠 条 項		第13条
根 拠 条 文		利用者は、特別の設備をし、又は施設等に変更を加えて利用しようとするときは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。
審 査 基 準 の 内 容		使用が終わったとき、直ちに現状に復して返還できること。
標準 処理 期間	総 期 間	2 日（日曜日、土曜日及び祝日は除く ）
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	2 日（機関名：指定管理者 厚岸町商工会 ）
所 管 部 署		町民課自治振興係
備 考		

様式 2 （行政手続条例適用：個票番号 4 2 4）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 2 月13日作成

処 分 名		生活改善センター利用料金の還付申請
根 拠 法 令 名		厚岸町生活改善センター条例施行規則（平成18年厚岸町規則第25号）
根 拠 条 項		第 6 条第 2 項
根 拠 条 文		利用料の還付を受けようとするものは、利用料還付申請書(別記様式第4号)を指定管理者に提出しなければならない。
審 査 基 準 の 内 容		規則で定める基準のとおり (利用料の還付) 第 6 条 条例第12条ただし書の規定により利用料を還付する場合は、次のとおりとする。 (1) 利用日の 3 日前までに、利用中止、変更の届出又は利用許可の取り消しがあった場合 (2) 天災その他利用者の責めに帰さない理由により、改善センターの利用ができなくなった場合使用料を還付する場合は、次のとおりとする。
標準 処理 期間	総 期 間	3 0 日（請求があった日から 3 0 日以内に還付する ）
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	3 0 日（機関名：指定管理者 厚岸町商工会 ）
所 管 部 署		町民課自治振興係
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 4 2 5)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月13日作成

処 分 名		チャイルドシート等貸与の決定
根 拠 法 令 名		厚岸町チャイルドシート等貸付事業実施規則（平成12年厚岸町規則第2号）
根 拠 条 項		第4条
根 拠 条 文		町長は、前条の規定による申請があった場合には、当該申請書に基づき、その内容を審査し、貸付けの可否を決定し、貸付けの決定をした場合は、チャイルドシート等貸付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。
審 査 基 準 の 内 容		規則で定める基準のとおり （貸付対象者） 第2条 貸付けを受けることができる者は、町内に住所を有する者で、臨時的にチャイルドシート等を必要とする者とする。
標準 処理 期間	総 期 間	1 日（ ）
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	1 日（機関名：町民課自治振興係 ）
所 管 部 署		町民課自治振興係
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 4 2 7)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年10月18日作成

処 分 名		子ども医療費受給者証の再交付
根 拠 法 令 名		厚岸町子ども医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年厚岸町規則第17号）
根 拠 条 項		第3条第3項
根 拠 条 文		受給者証をき損又は亡失したときは、別記様式第4号の子ども医療費受給者証再交付申請書を町長に提出し、再交付を受けなければならない。
審 査 基 準 の 内 容		【基準】 規則第3条第3項の規定による。
標準 処理 期間	総 期 間	1 日（厚岸町の休日を定める条例に基づく休日を除く）
	経由機関	日（機関名：

様式 2（行政手続条例適用：個票番号 4 2 6）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年 1 0 月 1 8 日作成

処 分 名		子ども医療費受給資格の認定及び受給者証の交付
根 拠 法 令 名		厚岸町子ども医療費の助成に関する条例（昭和48年厚岸町条例第20号）
根 拠 条 項		第 4 条
根 拠 条 文		第4条 保護者は町長に受給資格者の認定申請をしなければならない。 2 町長は、前項の申請に基づき、この条例に定める受給資格者と認定したときは、申請者に受給者証を交付しなければならない。
審 査 基 準 の 内 容		【基準】 厚岸町子ども医療費の助成に関する条例の規定による。 受給資格者については、第3条の規定による。 （受給資格者） 第3条 この条例に定める受給の対象となる者（以下「受給資格者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であり、かつ、厚岸町の区域内に住所を有する世帯に属する子どもとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除くものとする。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者 (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所している者 (3) 厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(昭和48年厚岸町条例第21号)による医療費の助成を受けることができる者 (4) 所得税法(昭和40年法律第33号)第2条に規定する扶養親族に該当しない者 (5) 婚姻している者
標 準 処 理 期 間	総 期 間	1 日（厚岸町の休日を定める条例に基づく休日を除く）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	1 日（機関名：町民課保険医療係）
所 管 部 署		町民課保険医療係
備 考		

様式2 (行政手続条例適用：個票番号428)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年10月18日作成

処 分 名		子ども医療費助成の決定
根 拠 法 令 名		厚岸町子ども医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年厚岸町規則第17号）
根 拠 条 項		第6条
根 拠 条 文		町長は、前条の規定による申請があつたときは、審査のうえ支払額を決定し、別記様式第8号による子ども医療費助成金支払通知書により当該申請者に通知する。
審 査 基 準 の 内 容		【基準】 厚岸町子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定による。 （助成の申請） 第5条 条例第6条に規定する助成の申請は、別記様式第5号による子ども医療費助成申請書に医療機関等で発行する一部負担金等を領収したことを証明する書類を添えて、申請しなければならない。ただし、医療機関が助成金の請求をするときは、診療報酬明細書により行うものとするが、これにより請求をすることができないときは、別記様式第6号による子ども医療費請求事務取扱手数料請求書兼支払決定書に医療費請求内訳書（別紙）を添付して申請するものとする。 （助成額の決定） 第6条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、審査のうえ支払額を決定し、別記様式第8号による子ども医療費助成金支払通知書により当該申請者に通知する。 助成の範囲については厚岸町子ども医療費の助成に関する条例による。 （助成の範囲） 第5条 町長は、受給資格者に係る医療費から受給資格者が負担すべき基本利用料並びに食事療養標準負担額及び付加給付される額を控除して得た額を保護者に対して助成する。
標準 処理 期間	総 期 間	50日（厚岸町の休日を定める条例に基づく休日を除く）
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	50日（機関名：町民課保険医療係）
所 管 部 署		町民課保険医療係
備 考		月末払

様式 2 （行政手続条例適用：個票番号 4 2 9）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 2 7 年 2 月 9 日作成

処 分 名		後期高齢者医療保険料延滞金の減免
根 拠 法 令 名		厚岸町後期高齢者医療に関する条例（平成20年厚岸町条例第12号）
根 拠 条 項		第 6 条第 3 項
根 拠 条 文		町長は、特別な理由があると認めるときは、第 1 項の規定による延滞金を減免することができる。
審 査 基 準 の 内 容		【基準】 条例第 6 条の規定による。 （延滞金） 第 6 条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年14.6パーセント（納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数を生じたとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数又は全額を納付することを要しない。 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 3 町長は、特別な理由があると認めるときは、第 1 項の規定による延滞金を減免することができる。
標準 処理 期間	総 期 間	1 5 日（厚岸町の休日を定める条例に基づく休日を除く）
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	1 5 日（機関名：町民課保険医療係）
所 管 部 署		町民課保険医療係
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 4 3 0)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年10月9日作成

処 分 名	重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費受給者の決定及び受給者証の交付		
根 拠 法 令 名	厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年厚岸町条例第21号）		
根 拠 条 項	第6条		
根 拠 条 文	第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、医療に関する経費を助成すべきものと認めたときは、その助成の決定をするものとする。 2 町長は、前項の規定により、助成を決定したときは、当該医療に関する経費の助成を申請した者に対し、医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。		
審 査 基 準 の 内 容	【基準】 厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定による。 助成の対象については、第3条の規定による。（別紙のとおり）		
標準 処理 期間	総 期 間	1 日（厚岸町の休日を定める条例に基づく休日を除く）	
	経由機関	日（機関名： ）	
	協議機関	日（機関名： ）	
	処分機関	1 日（機関名：町民課保険医療係）	
所 管 部 署		町民課保険医療係	
備 考			

(別紙) (行政手続条例適用：個別番号 4 3 0)
審査基準の内容

【基準】

助成の対象については、第 3 条の規定による。

(助成の対象)

第 3 条 町長は、医療保険各法による被保険者若しくは組合員又は被扶養者である重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童であつて、次の各号のいずれにも該当しない者に対し、当該重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に係る疾病及び負傷の医療に関する経費（重度心身障害者のうち精神障害者にあつては入院に係るものを除き、ひとり親家庭等の母又は父にあつては、入院及び指定訪問看護に係るものに限る。）について助成する。

- (1) 生活保護法による保護を受けている者
- (2) 児童福祉法第27条第 1 項第 3 号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所している者
- (3) 重度心身障害者で、次のいずれかに該当する者
 - ア 所得の額が、規則で定める額以上であること。
 - イ 重度心身障害者の生計を主として維持する配偶者又は民法（明治29年法律第 89号）第877条第 1 項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）の所得の額が、規則で定める額以上であること。
 - ウ 65歳以上で高齢者医療確保法の規定による医療を受けていない者、または、同法の規定による医療を受けている場合においては、規則第 2 条第 1 号及び高齢者医療確保法第67条第 1 項第 2 号に掲げる者以外の者
 - エ 医療保険各法において高齢者医療確保法の医療給付と同等の給付が受けられる者については、当該医療を受けることができる間
- (4) ひとり親家庭等の母又は父及び児童で、次のいずれかに該当する者
 - ア ひとり親家庭の母又は父の所得の額が、規則で定める額以上であること。
 - イ ひとり親家庭の母又は父の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者の所得の額が、規則で定める額以上であること。
 - ウ 両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている児童の養育者（以下「養育者」という。）の所得の額が、規則で定める額以上であること。
 - エ 養育者の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者の所得の額が、規則で定める額以上であること。

様式2 (行政手続条例適用：個票番号431)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月9日作成

処 分 名	重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費受給者証の再交付	
根 拠 法 令 名	厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する 条例施行規則（平成14年厚岸町規則第25号）	
根 拠 条 項	第7条	
根 拠 条 文	受給資格者は、受給者証を破り、よごし、又は失ったことにより、 受給者証の再交付を受けようとするときは、重度心身障害者、 ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書（別記様式第7号） を、町長に提出してその再交付を受けることができる。	
審 査 基 準 の 内 容	【基準】 規則第7条の規定による。	
標準 処理 期間	総 期 間	1 日（厚岸町の休日を定める条例に基づく休日を除く）
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	1 日（機関名：町民課保険医療係）
所 管 部 署	町民課保険医療係	
備 考		

様式 2 （行政手続条例適用：個票番号 4 3 2）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 2 7 年 2 月 9 日作成

処 分 名		重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成の決定
根 拠 法 令 名		厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則（平成14年厚岸町規則第25号）
根 拠 条 項		第 9 条
根 拠 条 文		町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、受給者に支給することを決定したときは、重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費支給決定通知書（別記様式第10号）により当該申請者に通知するものとする。
審 査 基 準 の 内 容		【基準】 厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の規定による。 助成の対象については厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例による。 （助成の対象） 第 3 条 町長は、医療保険各法による被保険者若しくは組合員又は被扶養者である重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童であって、次の各号のいずれにも該当しない者に対し、当該重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に係る疾病及び負傷の医療に関する経費（重度心身障害者のうち精神障害者にあつては入院に係るものを除き、ひとり親家庭等の母又は父にあつては、入院及び指定訪問看護に係るものに限る。）について助成する。 （1）生活保護法による保護を受けている者 （2）児童福祉法第27条第 1 項第 3 号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所している者 （3）重度心身障害者で、次のいずれかに該当する者 ア 所得の額が、規則で定める額以上であること。 イ 重度心身障害者の生計を主として維持する配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第87条第 1 項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）の所得の額が、規則で定める額以上であること。 ウ 65歳以上で高齢者医療確保法の規定による医療を受けていない者、または、同法の規定による医療を受けている場合においては、規則第 2 条第 1 号及び高齢者医療確保法第67条第 1 項第 2 号に掲げる者以外の者 エ 医療保険各法において高齢者医療確保法の医療給付と同等の給付が受けられる者については、当該医療を受けることができる間 （4）ひとり親家庭等の母又は父及び児童で、次のいずれかに該当する者 ア ひとり親家庭の母又は父の所得の額が、規則で定める額以上であること。 イ ひとり親家庭の母又は父の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者の所得の額が、規則で定める額以上であること。 ウ 両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている児童の養育者（以下「養育者」という。）の所得の額が、規則で定める額以上であること。 エ 養育者の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者の所得の額が、規則で定める額以上であること。
標準 処理 期間	総 期 間	5 0 日（厚岸町の休日を定める条例に基づく休日を除く）
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	5 0 日（機関名：町民課保険医療係）
所 管 部 署		町民課保険医療係
備 考		月末払

様式 2 （行政手続条例適用：個票番号 4 3 3）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 2 7 年 1 0 月 9 日作成

処 分 名		出産育児一時金の支給
根 拠 法 令 名		厚岸町国民健康保険条例（昭和34年厚岸町条例第20号）
根 拠 条 項		第 6 条第 1 項、第 2 項
根 拠 条 文		被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して出産育児一時金として404,000円を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）、又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。
審 査 基 準 の 内 容		【基準】 条例第 6 条第 1 項、第 2 項の規定による。 出産育児一時金の申請については、厚岸町国民健康保険条例施行規則第23条の規定による。 （出産育児一時金） 第23条 条例第 6 条に規定する出産育児一時金の支給を受けようとする者は、別記様式第19号の申請書を町長に提出しなければならない。 2 前項の申請書には、町において当該被保険者の分娩の事実が確認できる場合を除き、医師又は助産師の当該分娩に係る証明書を添付しなければならない。 3 条例第 6 条に規定する出産育児一時金は、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、16,000円を加算する。 4 前項の規定により出産育児一時金の支給を受けようとする者は、第 2 項の規定のほか、健康保険法施行令第36条の規定に該当する保険契約が締結されていることを証する書類の写しを添付しなければならない。
標準 処理 期間	総 期 間	5 0 日（厚岸町の休日を定める条例に基づく休日を除く）
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	5 0 日（機関名：町民課保険医療係）
所 管 部 署		町民課保険医療係
備 考		月末払

様式 2 （行政手続条例適用：個票番号 4 3 4）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年 1 0 月 1 8 日作成

処 分 名		葬祭費の支給
根 拠 法 令 名		厚岸町国民健康保険条例（昭和34年厚岸町条例第20号）
根 拠 条 項		第 7 条第 1 項、第 2 項
根 拠 条 文		被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として 3 万円を支給する。 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。
審 査 基 準 の 内 容		【基準】 条例第 7 条第 1 項、第 2 項の規定による。 葬祭費の申請については、厚岸町国民健康保険条例施行規則第24条の規定による。 （葬祭費） 第24条 条例第 7 条に規定する葬祭費の支給を受けようとする者は、別記様式第20号の申請書を町長に提出しなければならない。 2 前項の請求書には、町において当該被保険者の死亡の事実が確認できる場合を除き、死亡診断書又は埋・火葬許可証の写しを添付しなければならない。
標準 処理 期間	総 期 間	5 0 日（厚岸町の休日を定める条例に基づく休日を除く）
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	5 0 日（機関名：町民課保険医療係）
所 管 部 署		町民課保険医療係
備 考		月末払